

第五十八号議案

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十四年東京都条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「一万一千四百円」を「一万一千五百円」に、「八千九百円」を「九千円」に改める。

第三条第二項中「車賃、旅行雑費、宿泊料及び食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例第三条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

（提案理由）

選挙長等の報酬の額を改定するほか、費用弁償に係る規定を改める必要がある。